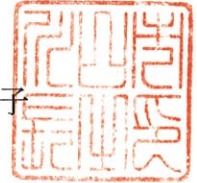


川環戸発第 3 号  
令和8年5月27日

川口市監査委員 西 原 信一郎 様  
同 金 井 洋 様  
同 関 由紀夫 様  
同 飯 塚 孝 行 様

川口市長 岡村 ゆり子



定期監査結果（指摘）に基づく措置について（通知）

令和7年12月25日執行の環境部定期監査結果について、下記のとおり措置を講じたので、地方自治法第199条第14項の規定により通知します。

記

指摘事項

支出事務について（戸塚環境センター）

戸塚環境センターの旅費において、概算払いの手続きが、川口市会計事務規則に則って行われていないものが見受けられたので、適正に事務を執行されたい。

講じた措置の内容

令和8年5月14日から15日の「最終処分場視察（グリーンフィル小坂・エコシステム花岡）」における出張について、概算払いで支出したため、5月18日付けで精算命令書を起票し、適正に精算手続きを行いました。今後も適正な事務の執行を継続して参ります。

